

令和4年2月10日

保護者のみなさまへ

枚方市子ども未来部
保育幼稚園入園課長

まん延防止等重点措置期間等における登園自粛時の保育料
(利用者負担額・0～2歳児クラス)の取扱いについて

← 枚方市へ保育料を
お支払いいただいている家庭用

平素は、新型コロナウイルス感染防止対策にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、新型コロナウイルスの感染は拡大し続けており、大阪府にもまん延防止等重点措置が適用されています。この間、子どもの感染、とりわけ家庭内感染が急増し、本市の児童施設においても連日臨時休園を余儀なくされる施設が見受けられます。

保護者のみなさまにおかれましては、令和4年1月14日付の市からの通知文書「新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所（園）等の利用について」に基づき登園を控えていただくなど、感染拡大防止の取り組みにご協力いただき、ありがとうございます。この度、感染拡大防止の一環として、保育料（利用者負担額・0～2歳児クラス）の取扱いを下記のとおり変更します。

引き続きご負担をお掛けいたしますが、感染拡大防止にご協力賜りますようお願い致します。

記

1. 減額・還付対象となる保育料等

- ① 令和4年1月14日付けの枚方市子ども未来部長発「新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所（園）等の利用について」の要請内容に基づき、登園を控えた日数分

<p>1. 園児又は家族等が濃厚接触者に特定された場合 ▶濃厚接触者は、PCR検査の結果が陰性であっても保健所の指示がある日までは自宅での健康観察となります。</p> <p>2. 発熱や呼吸器症状に関わらず体調不良が認められる場合 ▶解熱後24時間経過後、呼吸器症状等が改善してから登園してください。</p> <p>3. 園児本人が元気であっても、家族等に新型コロナウイルス感染症が疑われる（PCR検査の受検等）場合 ▶PCR検査を受けられてから結果が判明するまでは自宅待機となります。</p> <p>4. 同居の家族等の職場や学校等において感染が確認され、家族等が保健所の調査対象となっている場合（調査対象となるか判明するまでの間も同様です。）</p>

- ② 保育所（園）等が臨時休園し、その後の家庭保育協力期間を含めて登園しなかった日数分
③ 児童や家族が感染または濃厚接触者に特定され、指定された期間に登園しなかった日数分

※ 今回の変更（拡充）は、①の部分です。

2. 適用期間等

- (1) 対象期間 令和4年1月～令和4年2月

・まん延防止等重点措置（令和4年1月27日～2月20日）の期間を参考に月単位で適用します。

1/1～2/28まで家庭保育協力期間
3/10 保育幼稚園入園課へ確認済み。

(2) 減額方法 (今回の特例期間のみ)

- ・原則、利用施設からの出席報告に基づき減額 (還付) します。

※ 上記対象期間分については、迅速に手続きを進めるため、本市より利用施設等へ登園状況を確認し、保育料の減額を行いますので保護者からの申請は不要です。

ただし、利用施設からの出席報告に基づいて還付することに同意できない場合は、枚方市ホームページから減額 (還付) 申請書をダウンロードいただき、利用施設で登園日数の確認と証明を受けて、保育幼稚園入園課に直接申請することも可能です。なお、この場合、令和4年3月10日 (木) が申請の締め切りとなりますので、ご注意ください。利用施設からの報告に基づき保育料を還付することに同意できない場合は、下記の申出書を令和4年2月18日 (金) までに利用施設に提出してください。

- ・還付対象となる方には、国の通知に基づき日割り計算の上、登園されなかった日数に応じて減額 (還付) させていただきます。なお、後日、利用施設等を通じて還付額をお知らせします。

(3) その他

- ・このお知らせは、0～2歳児クラスに在籍する園児の保護者全員にお送りしていますが、減額・還付の対象となるのは、保育料がかかっている方のみです。
- ・円滑な精算事務を行うため、保育料 (利用者負担額) については、一旦満額をお支払いいただくこととなります。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ・未納の保育料 (利用者負担額) がある場合は、減額 (還付) 分を充当する場合があります。
- ・認定こども園・小規模保育事業実施施設等に在園 (卒園・退園) の方で利用施設に保育料をお支払いいただいている方は、精算手続きの時期や支払い方法等については、各園・施設にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

枚方市役所 子ども未来部

保育幼稚園入園課

TEL : 072-841-1472 (直通)

FAX : 072-841-4319

枚方市子ども未来部保育幼稚園入園課長

(直接申請したい方のみ、利用施設を経由して提出してください)

保育料減額還付手続きに係る申出

私は、令和4年1月～2月の保育料減額還付について、施設から市への出席報告に基づく還付ではなく、直接申請することを希望します。

令和4年3月10日 (木) までに手続きすることについて、了承しました。

↑ 「✓ (チェック)」してください。

令和 年 月 日

保護者住所 : 枚方市 _____

保護者氏名 (自署) : _____

保育所 (園) 名 : _____

園児氏名 : _____ (令和 年 月 日生)